

大崎市こども計画(中間案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

令和5年4月1日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同年12月22日に、同法に基づき、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一体的に定めた「こども施策に関する大綱（こども大綱）」が閣議決定されました。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものであり、その実現に向けて、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勧奨した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

本市においては、現行の第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度で最終年度を迎えることから、国の動向と第2期計画からの方向性を踏まえ、引き続きこども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「母子保健計画」を包含し、「大崎市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 SDGsを踏まえた計画の推進



内閣府は、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、大崎市は「『宝の都（くに）・大崎』の実現に向けた持続可能な田園都市の創生」と題して申請を行い、2022年5月20日に選定されました。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、こども施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。本計画に掲げる取り組みや事業を進める際には、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」の視点に基づき、取り組んでいきます。

＜特に本計画と深く関連する目標＞



第1章 計画策定の趣旨

3 計画の位置づけ

(1) 計画の構成

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、本計画は、次のこども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しています。

【こども大綱に示された6つの基本的な視点】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

勘案

本計画

大崎市既存計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

母子保健計画

大綱の一元化

子どもの貧困対策計画

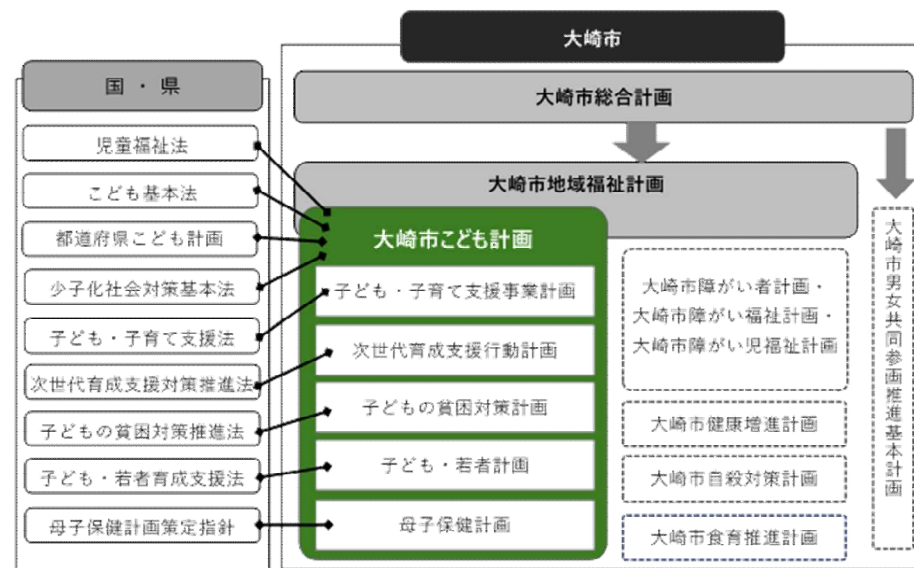
子ども・若者計画

大崎市こども計画(中間案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

(2) 他計画との関係

本計画は「大崎市総合計画」と整合を図るとともに、「大崎市地域福祉計画」やその他の各種計画とも整合・連携を図りながら策定しました。
また、国や県の法律及び計画とも整合を図り策定しました。



4 計画期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 計画の対象者

「こども基本法」において、『こども』とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画においては、若者の対象年齢については概ね30歳台までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

また、本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等も広く対象とします。

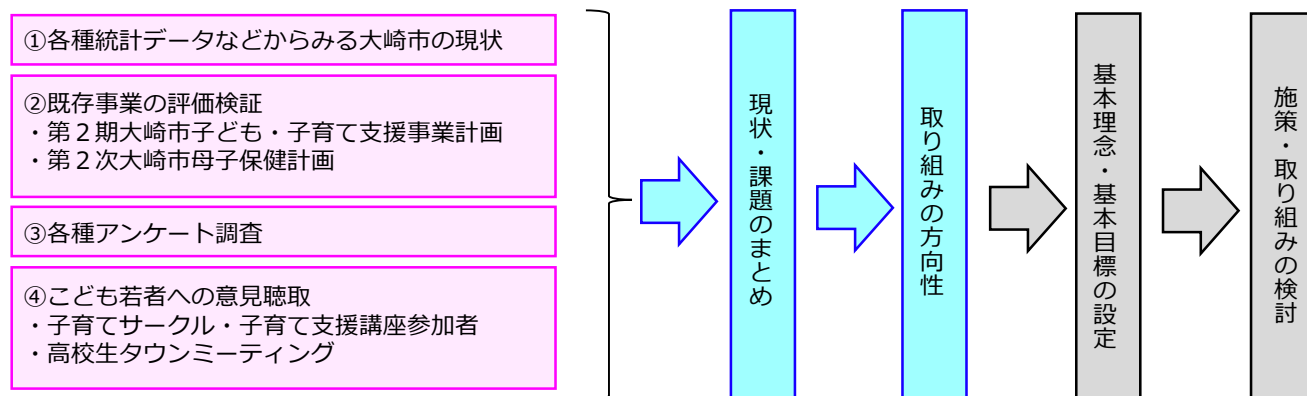
なお、本計画における「こども」の表記については、令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室の事務連絡に基づき、特別な場合を除き平仮名の「こども」と表記しています。特別な場合とは、例えば法令に根拠がある語を用いる場合や事業名、固有名詞を用いる場合、そのほか、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合などとしています。

(例) 事業名：子ども・子育て支援事業、子ども医療費助成

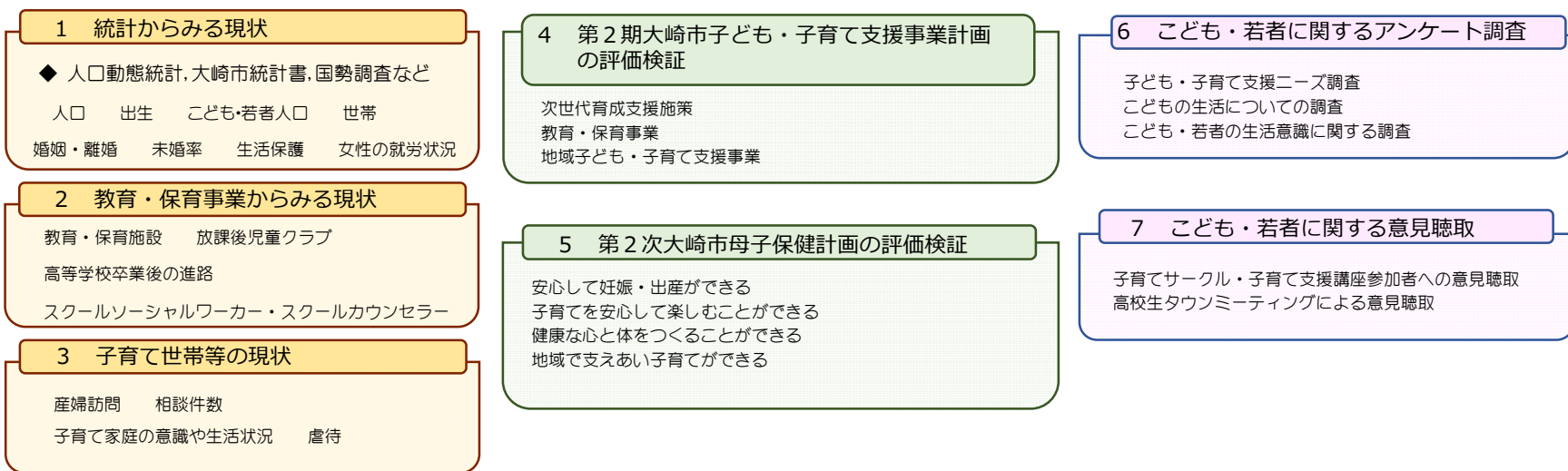
大崎市こども計画(中間案)の概要

第2章 大崎市のこども・若者を取り巻く状況

こども計画の基本目標や施策を検討するために、①各種統計データなどからみる大崎市の現状、②既存事業の評価検証、③各種アンケート調査、④こども若者への意見聴取などから現状と課題をまとめ、今後の取り組みの方向性を検討しました。



第2章は、この部分を記載しています。



8 現状・課題のまとめ

第2章 大崎市のこども・若者を取り巻く状況

現状・課題のまとめ



取り組みの方向性

課題（１）こども・子育て当事者の健康づくり

現状・課題

- こども大綱 基本的な方針
「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」と示しています。
- 統計データなどからの現状
産後うつ質問票によるハイリスク者率が令和２年以降増加しています。
- こどもの生活についてのアンケート
自分の体や気持ちで気になることについて、「やる気が起きない」「イライラする」が高くなっています。
- こどもの生活についてのアンケート
保護者のこころの健康について、「神経過敏に感じる」「気分が沈み込んで何が起こっても気が晴れないように感じる」で「ときどき」がやや高くなっています。
- 現行計画の評価検証
病後児保育事業の実績は、量の見込みを下回っているものの、利用者が年々増加しています。

取り組みの方向性

- 親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の更なる充実を図ります。



第3章 基本目標1「親子の健康の確保・増進, 切れ目のない支援」
基本目標2「子育て支援の充実」
基本目標5「配慮が必要なこども・家庭への支援」
などに取り組み内容を記載しました。

こどもの健康づくり

妊産婦訪問

育児相談

子育ての不安や悩みを相談できる場

こども家庭センターの設置

病児病後児保育の実施

生活困窮世帯への支援

第2章 大崎市のこども・若者を取り巻く状況

現状・課題のまとめ



取り組みの方向性

課題（２）行政や地域で支える子育て支援

現状・課題

- こども大綱 基本的な方針
「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する」と示しています。
- 統計データなどからの現状
女性の労働力率は年々上昇しており、就業率も出産・子育てにより一時的に就業率が低くなる30歳台での落ち込みは少なく、年々上昇しています。
- 現行計画の評価検証
保育施設及び幼稚園における待機児童はゼロとなっています。
2号認定と3号認定の0歳児について、利用者が増加しています。
一部の放課後児童クラブでは、利用児童が定員を上回っており、特に低学年で増加しています。
子育てサークルについては、参加者が増加しています。
地域子育て支援拠点事業の実績について、利用者が増加しています。

取り組みの方向性

- 子育て家庭に対する既存の支援の充実のほか、積極的な情報発信と地域での子育て支援などに社会全体として取り組み、こどもが健康で元気に育つことができる環境づくりに努めます。



第3章 基本目標2「子育て支援の充実」 基本目標4「安心して子育てをするための環境整備」

などに取り組み内容を記載しました。

教育、保育サービスの充実

放課後児童クラブの安定的な運営

子育て自主サークルへの活動支援

地域子育て支援センターの機能拡充

子育てボランティアの育成

地域や民間団体などとの連携

第2章 大崎市のこども・若者を取り巻く状況

現状・課題のまとめ



取り組みの方向性

課題（３）こども・若者の教育・居場所の充実

現状・課題

- こども大綱 基本的な方針
「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」と示しています。
- こども大綱 基本的な方針
「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」と示しています。
- こどもの生活についてのアンケート
学校のことについて悩んでいることでは、「勉強をもっとわかりやすくしてほしい」「学校行事を充実してほしい」が高くなっています。
- こども・若者の生活意識に関する調査
孤独を感じることにについて、「しばしばある」「時々ある」「たまにある」の合計が５割以上となっています。
- 子ども・子育て支援ニーズ調査
子育てをするうえで必要なことについて、「屋内のこどもの遊び場」が高くなっています。
- 子育てサークル・子育て支援講座参加者の意見
遊び場に関する意見が多く寄せられています。
- 高校生タウンミーティングの参加者からの意見
自分ができることでは「このような話し合いに積極的に参加し、自分の意見、アイデアを伝えたい。」といった意見が挙げられています。

取り組みの方向性

- こども・若者が様々な学び・体験の機会を通して、居場所や活躍できる場が必要であり、今後も地域・学校・行政等が連携しながら、こども・若者の育成に取り組んでいきます。



第3章 基本目標3「こどもの権利の保障と教育振興施策の推進」
基本目標4「安心して子育てをするための環境整備」
などに取り組み内容を記載しました。

こども・若者の権利の保障

学校教育の充実

こどもの意見表明の場

ICT環境の活用

豊かな感性を育む環境づくり

こどもの遊び場の確保

第2章 大崎市のこども・若者を取り巻く状況

現状・課題のまとめ



取り組みの方向性

課題（４）こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援

現状・課題

- 統計データなどからの現状
生活保護の保護率については、緩やかに上昇しています。
- 統計データなどからの現状
児童虐待の件数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加しています。
- 子ども・子育て支援ニーズ調査
子育てをするうえで必要なことについて「保育や学校費用の軽減」が高くなっています。
- こどもの生活についてのアンケート
保護者がこどもの進学時に不安なことについて、「金銭的な負担」が半数となっています。
- 現行計画の評価検証
子ども医療費助成については、令和4年10月から所得制限を撤廃し、対象年齢を高校生年代までに拡大しました。
- 現行計画の評価検証
要保護児童対策協議会の開催や保護者からの相談を踏まえ、関係機関と連携して早期対応・早期支援を行いました。

取り組みの方向性

- 一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、支援が必要な家庭を早期に把握し、支援制度や専門相談へつなげていきます。



第3章 基本目標5「配慮が必要なこども・家庭への支援」
などに取り組み内容を記載しました。

児童虐待防止対策

ひとり親家庭などの保育料の軽減

各種手当、就学援助費の給付

医療費助成

奨学金の貸与

要保護児童対策地域協議会

第2章 大崎市のこども・若者を取り巻く状況

現状・課題のまとめ



取り組みの方向性

課題（５）若者の希望を叶えられる地域づくり

現状・課題

- こども大綱 基本的な方針
「若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む」と示しています。
- 統計データなどからの現状
未婚率は、年代が上がるにつれて年々減少しているものの、経年でみると上昇している年代が多くなっています。
- こどもの生活についてのアンケート
「将来のためにも今頑張りたいと思う」で7割台後半以上、「将来働きたいと思う」で9割以上と高くなっています。
- こども・若者の生活意識に関する調査
行政への関心度については「関心がある」「どちらかといえば関心がある」で約4割となっています。
- こども・若者の生活意識に関する調査
社会貢献への意欲について「そう思う」「どちらかというと思う」で8割台となっています。
- 高校生タウンミーティングの参加者からの意見
「たくさんのこどもが活発に遊べて、地域の人との交流が積極的にできるようになって欲しい。」といった交流に関する意見が多く挙げられています。

取り組みの方向性

- 一人ひとりの若者が社会の一員として自らの希望を叶えつつ、他者とともに次代の社会を担うことができるよう、環境の整備に努めます。



第3章 基本目標3「こどもの権利の保障と教育振興施策の推進」
基本目標6「若者の社会参画の推進」
などに取り組み内容を記載しました。

若者への就労支援

若者の社会参画に向けた支援

こどもの意見表明の場

出会い・結婚への支援

地域との交流

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**みんなで応援するWA（輪）！
こどもと一緒に育つまち おおさき**

核家族化の進行や共働き家庭の増加、価値観の多様化などにより、こども・子育てを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しており、子育てに対する保護者の負担、不安や悩み、孤立感などを感じる人が増えています。子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができる社会の実現には、子育て家庭を温かく見守り、社会全体でこども・子育て世代を応援するという機運の醸成を図ることが重要となります。

本計画では、これまで推進してきた第2期子ども・子育て支援事業計画の子育て支援施策の方向性と基本理念である「地域で見守り、地域で育て、笑顔あふれる子育て支援を目指して」を継承しつつ、このような子育て家庭を取り巻く環境を踏まえ、こども、保護者、地域、企業、行政など、様々な主体が互いに支え合いながら育ち合う関係の充実を図り、こどもと一緒に元気になるまちを将来のあるべき姿として、子育て支援策に取り組んでまいります。

2 基本目標

基本目標 1

親子の健康の確保・増進、切れ目のない支援

基本目標 2

子育て支援の充実

基本目標 3

こどもの権利の保障と教育振興施策の推進

基本目標 4

安心して子育てをするための環境整備

基本目標 5

配慮が必要なこども・家庭への支援

基本目標 6

若者の社会参画の推進

大崎市こども計画(中間案)の概要

第3章 計画の基本的な考え方 ～ 第4章 施策の展開

3 施策体系 ・ 施策の展開

詳細は、「こども計画（中間案）」本編35ページから68ページをご覧ください。

基本目標1 親子の健康の確保・増進、切れ目のない支援

（1）安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

- ① 妊娠・出産に関する必要な情報や正しい知識の啓発
- ② 妊婦健康診査の充実
- ③ 妊産婦訪問指導・相談の充実
- ④ 妊産婦の交流・情報交換の機会の提供
- ⑤ 喫煙や飲酒による母体・胎児への害に関する啓発
- ⑥ 家族や職場の協力の必要性の啓発
- ⑦ 不妊を心配する夫婦への支援

（2）こどもの健康づくりと疾病予防の推進

- ① 乳幼児健康診査の充実
- ② 産後の支援体制の充実
- ③ 規則正しい生活習慣の大切さの啓発
- ④ 予防接種事業の推進
- ⑤ 歯科保健対策の充実
- ⑥ 学童期、思春期からの健康づくりの充実
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 喫煙や飲酒・薬物の有害性についての情報提供

（3）相談体制の整備

- ① 子育ての仕方について学ぶ機会の提供
- ② 子育てに関する情報の提供
- ③ 子育ての不安や悩みなどを相談できる機会の提供
- ④ 母親同士の交流への支援
- ⑤ 母子保健従事者の資質の向上
- ⑥ 地区組織の育成・支援

（4）小児医療体制の確保

- ① 医療機関との連携強化
- ② 周産期医療との連携
- ③ 休日・夜間診療体制の確保

（5）大崎市民病院による高度な最新医療の提供

- ① 大崎市民病院周産期センターによる医療提供
- ② 夜間急患センターと救命救急センターの連携

基本目標2 子育て支援の充実

（1）教育・保育施設での保育サービスの充実

- ① 保育環境の確保
- ② 延長保育の充実
- ③ 一時預かりの充実
- ④ 病後児保育の実施
- ⑤ アレルギー児の除去食の実施
- ⑥ 幼稚園教育の方向性と私立幼稚園との連携
- ⑦ 私立幼稚園への支援

（2）地域における子育て支援サービスの充実

- ① 子育て支援センターの拡充・機能充実
- ② 地域交流事業の支援
- ③ 子育て講座などの充実
- ④ つどいの広場事業の推進
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ⑥ 市民協働、地域参画によるこどもの居場所づくり

（3）子育て支援体制の整備

- ① 保育所の統廃合
- ② 意見・要望などの解決処理体制の充実
- ③ 保育士、幼稚園教諭等の研修の充実
- ④ 保育士、幼稚園教諭等の人材の確保・充実
- ⑤ 保育所・小学校間の連携
- ⑥ 子育て家庭のニーズの変化への対応
- ⑦ 公民館などにおける活動の充実
- ⑧ 青少年のための市民会議への支援
- ⑨ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ⑩ 芸術文化や音楽を鑑賞・体験する機会の確保
- ⑪ 地域における青少年健全育成活動の支援
- ⑫ 異年齢交流の推進

（4）登校に不安や悩みを抱えている児童生徒への支援

- ① 子どもの心のケアハウスにおける支援の充実
- ② 学び支援教室の設置
- ③ フリースクールなどの民間施設との連携
- ④ 保護者等へのサポート

大崎市こども計画(中間案)の概要

第3章 計画の基本的な考え方 ～ 第4章 施策の展開

3 施策体系 ・ 施策の展開

詳細は、「こども計画（中間案）」本編35ページから68ページをご覧ください。

基本目標3 こどもの権利の保障と教育振興施策の推進

（１）こどもの意見・権利の尊重

- ① こどもの権利の保障と理解促進
- ② こどもの意見表明の機会の確保

（２）学校教育の充実

- ① 自然環境や地域資源を活かした幼稚園教育の推進
- ② 「学力向上マネジメントおおさき方式」の実施
- ③ 豊かな人間性を培う学校教育の充実
- ④ たくましく生きるための健康・体力を培う幼稚園・学校づくりの推進
- ⑤ 男女共同参画意識の醸成
- ⑥ 姉妹・友好都市との交流事業の実施
- ⑦ 多文化共生の意識を育む異文化交流の実践

（３）ＩＣＴ環境の活用

- ① 情報活用能力の育成
- ② ICT活用指導力の向上と校内推進体制の整備

（４）家庭・地域の教育力の向上

- ① 地域交流への対応
- ② 家庭教育への支援
- ③ 地域の人材の活用・育成
- ④ 生涯学習人材登録・活用の推進

（５）世界農業遺産「大崎耕土」を未来に継承する人材の育成

- ① 世界農業遺産「大崎耕土」学習の支援
- ② 自然と共生する環境教育の支援

基本目標4 安心して子育てをするための環境整備

（１）仕事と子育ての両立支援

- ① 女性の雇用・再雇用の促進
- ② 事業所への子育て支援体制の啓発
- ③ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保
- ④ 企業認証制度の普及啓発

（２）こどもの居場所づくり

- ① 公共施設の環境整備
- ② 児童館・児童センター機能の強化
- ③ 放課後児童クラブの安定的な運営・充実
- ④ 公共施設におけるこどもと親子利用の充実
- ⑤ こどもの遊び場の確保
- ⑥ 遊具の安全点検及び維持補修の実施
- ⑦ 公園美化の推進
- ⑧ こども食堂の活動に関する連携

（３）安全・安心な環境づくり

- ① 安全な道路環境の整備
- ② 交通安全教育の推進
- ③ 学校安全対策の確保
- ④ 地域の防犯強化の推進

（４）子育てサークル・ボランティアへの支援

- ① 子育てコミュニティづくりの支援
- ② 外国人への支援
- ③ 子育て自主サークルの育成・活動支援
- ④ 子育てボランティアの育成・支援

（５）援護・相談・啓発活動の充実

- ① 相談場所の周知徹底
- ② 子育て情報提供の充実
- ③ 気軽に相談できる窓口の体制整備
- ④ こども・若者の自殺対策
- ⑤ 発達支援のネットワークの充実
- ⑥ 子育て意識の啓発
- ⑦ 在宅育児への支援

大崎市こども計画(中間案)の概要

第3章 計画の基本的な考え方 ～ 第4章 施策の展開

3 施策体系 ・ 施策の展開

詳細は、「こども計画（中間案）」本編35ページから68ページをご覧ください。

基本目標5 配慮が必要なこども・家庭への支援

（1）要保護児童対策の充実

- ① 要保護児童対策地域協議会活動の推進
- ② こども家庭相談事業の充実

（2）障がいのあるこどもへの支援

- ① 障がい児保育の充実
- ② 保育士や特別支援コーディネーターの専門性の向上
- ③ 障がい児・者歯科診療の環境整備
- ④ 障がい児者に対する相談支援

※そのほか、障がい児支援の分野については、「大崎市第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画」において、位置付けています。

（3）ひとり親家庭への自立支援の推進

- ① 相談機能の充実
- ② 子育てや生活の支援
- ③ ひとり親家庭の就業支援
- ④ 自立に向けての経済的支援

（4）こども・家庭への経済的支援

- ① 保育料の軽減
- ② 各種手当等の支給、奨学金の貸与
- ③ 医療費の助成
- ④ 生活困窮世帯のこどもの学習支援・自立支援等

（5）児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ヤングケアラーに対する支援の推進

基本目標6 若者の社会参画の推進

（1）就労支援

- ① 若者等への就労支援

（2）こどもや若者の社会参画・交流への支援

- ① こども・若者の社会参画の充実
- ② 若者の交流の場の提供

（3）結婚支援

- ① 結婚を希望する若者への支援

（4）移住・定住支援

- ① 移住・定住に関する支援

4 ライフステージに応じた支援

妊娠前 → 妊娠期 → 出産期 → 乳児期 → 幼児期 → 学童期 → 思春期 → 青年期 → 成人期

「子育て」は、こどもの誕生前から始まっており、こどもの誕生後も、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続いています。こども・若者の状況に応じた各種支援を一覧にまとめ、ライフステージごとに視覚化することで、必要な支援が特定の年齢で途切れることがないよう、切れ目のない支援の充実を図ります。

「ライフステージ別事業一覧」は、こども計画の資料編に掲載します。

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

大崎市こども計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」について、子ども・子育て支援法による計画必須記載事項を掲載したページです。

1 事業ごとの教育・保育の提供区域

第2期子ども・子育て支援事業計画と同様に市全体を1区域として設定し、各種事業を推進します。

2 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。当該認定には、3つの区分があり、こどもの年齢や保育の必要性に応じて利用できる施設や時間が変わることから、それぞれの区分に対する対象要件などを定めています。

3 就学前人口と小学生の人口推計

4 教育・保育の量の見込みと確保策

子ども・子育て支援法に基づき、就学前の教育・保育を行う事業について、各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策を記載しています。

量の見込みの算出にあたっては、令和2年度から令和6年度までの人口の推移、令和7年度から令和11年度までの人口推計、令和2年度から令和5年度までの利用実績の推移を踏まえ算出しています。

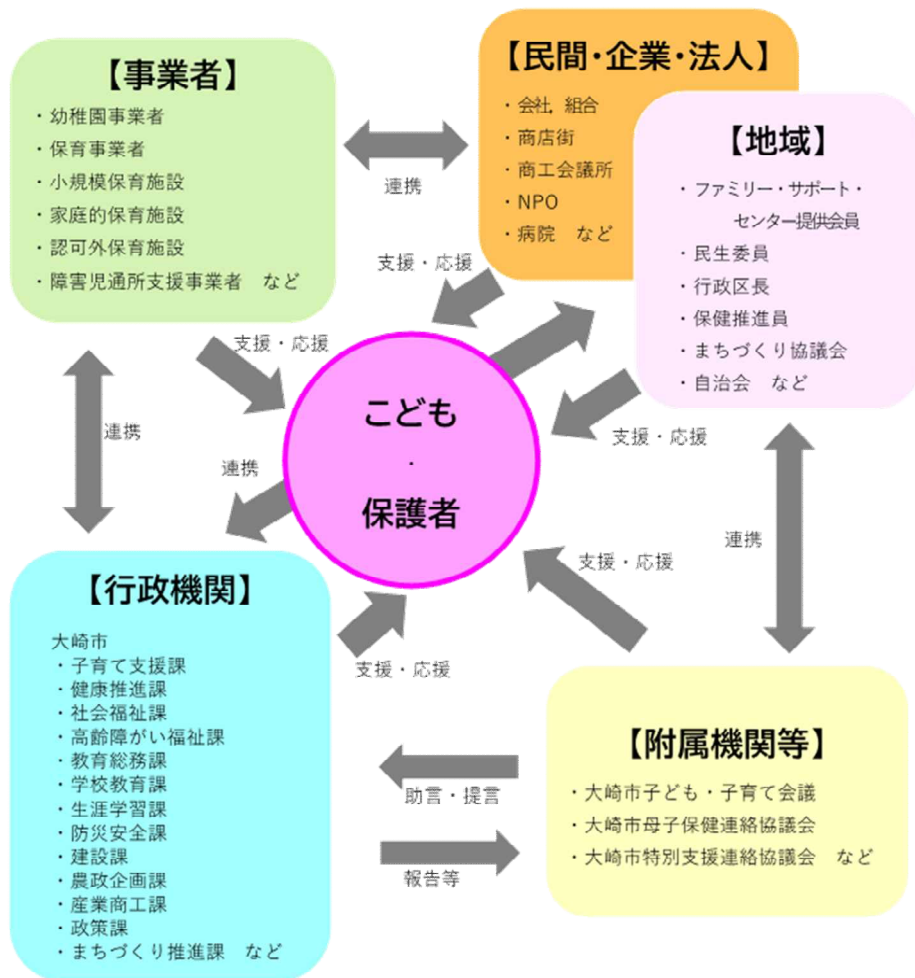
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと実施する事業の確保量及び確保策を記載しています。量の見込みの算出にあたっては、令和2年度から令和6年度までの人口の推移、令和7年度から令和11年度までの人口推計、令和2年度から令和5年度までの利用実績の推移を踏まえ算出しています。

第6章 計画の進捗管理

1 推進体制

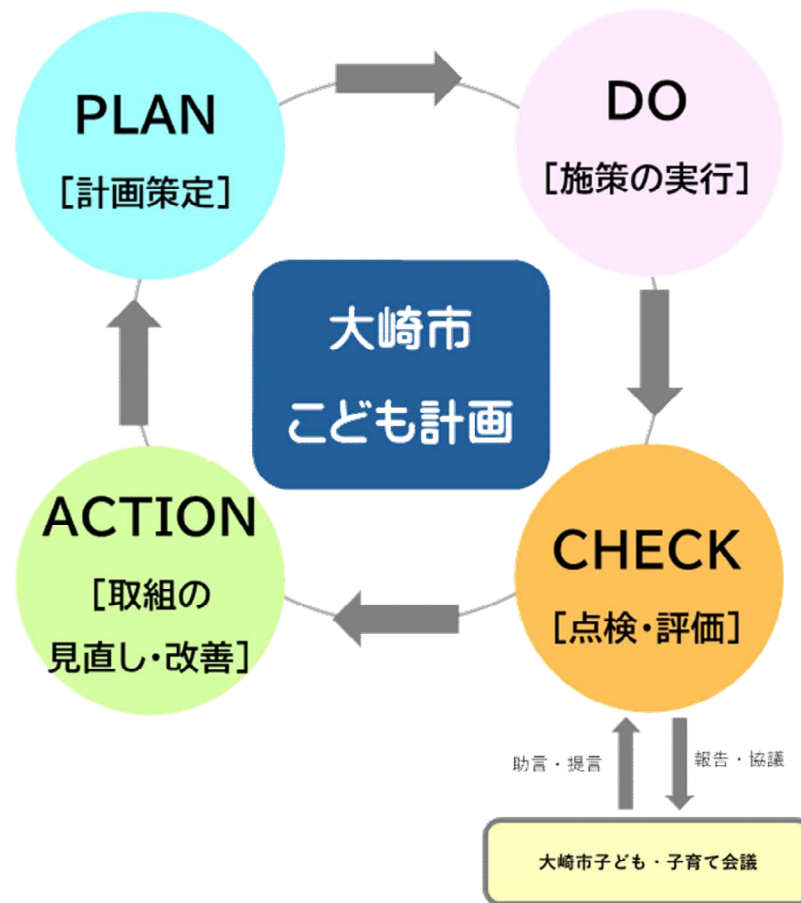
行政機関、事業者、地域・企業などそれぞれの立場から支援を行うとともに、連携・協働により取り組んでまいります。



2 計画の点検・評価

PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

また、計画に定めた「量の見込み」や「確保量」が実際の状況と大きく乖離した場合には、計画の見直しを行います。



資料編

1 大崎市子ども・子育て会議条例

2 大崎市子ども・子育て会議委員名簿

3 第2期大崎市子ども・子育て支援事業計画計に係る計画値及び実績値

4 第2次大崎市母子保健計画に係る目標値及び実績値

5 こども・若者に関するアンケート回答結果（一部抜粋）

6 子育てサークル・子育て支援講座参加者からの意見（一部抜粋）

7 高校生タウンミーティング参加者からの意見

8 策定経過

9 用語説明

10 ライフステージ別事業一覧

第2章に関する詳細内容

最終案で掲載予定